

電波監理審議会（第915回）議事要旨

1 日 時

平成19年3月14日（水）15：15～17：30

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、濱田 純一、小舘 香椎子、浮川 初子

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

三井 一幸（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

森総合通信基盤局長、河内電波部長、鈴木情報通信政策局長、中田審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（19. 1. 10諮問第1号及び第2号）

1.5GHz帯IMT-2000の技術基準の策定に係る標記省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第421回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案について （諮問第8号）

本件は、諮問第9号と関連する事案であったため、諮問第9号と一括して総務省の説明があった。

(3) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第9号)

本件は、諮問第8号と関連する事案であったため、諮問第8号と一括して総務省の説明があった。

なお、諮問第8号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第9号については、諮問第8号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、電波法第99条の12第2項により、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手続を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、インマルサットシステムにより提供されている各サービスのうち、アナログ方式により電話、テレックス、ファクス、データ伝送を提供しているインマルサットAサービスが国際的に2007年12月31日をもって廃止されるため、それに伴う関係規定の整備を行うものである。

インマルサットシステムは、1982年、インマルサット条約に基づく国際機関であった国際海事衛星機構が、1.5～1.6GHz帯のLバンドの周波数の電波を用い、船舶向けに全世界的にサービスを開始した移動体衛星通信システムである。サービス開始当初は船舶、その後1989年から陸上移動体、翌1990年からは航空機向けのサービスを提供している。我が国では、当時の国際電信電話株式会社、現KDDI株式会社が1982年からサービスを行っており、2006年には新規参入もあった。

これらの船舶向けサービスとしては、1982年のインマルサットAに始まり、1992年からはインマルサットC、1994年からはインマルサットAの後継としてインマルサットBが、それぞれデジタル方式により提供されている。

この間、1992年から、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS：Global Maritime Distress and Safety System）の導入が段階的に始まり、1999年に完全導入の運びとなった。GMDSSは、全世界どの海域でも簡単な操作で、あるいは自動的に陸上の捜査、救助機関と通信ができること、航行安全情報が受信できること等を目的に構築されたものであるが、衛星通信がその主要な通信システムになっており、インマルサットA、B及びCがGMDSSの対象設備となっている。GMDSSの対象となる船舶地球局等については、無線設備の条件や遭難通信の取扱いに関する義務を電波法以下の法規において定めている。

その後、船舶のほか陸上移動体や航空機にも衛星通信サービスを開始したことに伴い、国際海事衛星機構は1994年に国際移動通信衛星機構（IMSO：International Mob

ile Satellite Organization) に名称変更された。

さらに、1999年には事業部門が民営化され、衛星通信部門を運用するインマルサット社と、これを監督する国際機関IMSOに分離され、現在に至っている。なお、その時点で、GMDSSの提供業務は引き続きインマルサット社が負うこととなっている。

こうした経過を経ながら、現在、インマルサットシステムは、海上系ではM型、F型、陸上ではD型、ミニM型、BGAN型、そして航空系ではAero型などがあり、デジタル化、小型化、高速化という観点からサービスの充実展開が図られてきた。

このような中、インマルサット社ではインマルサットAと同じく、GMDSS対象設備の1つであるインマルサットB及びCの普及が順調に進んでおり、インマルサットAを廃止してもGMDSSの運用に支障がないこと、また、より高速のサービスや周波数の有効利用のため、デジタル方式によるサービスにすべて移行するというところで、2003年5月の国際海事機関の第77回海上安全委員会において、インマルサットAを2007年12月31日をもって廃止することが国際的に承認された。

本件省令改正の内容としては、インマルサットAを使用する無線局は船舶に搭載する船舶地球局と主に陸上で使用する携帯移動地球局があり、インマルサットAの船舶地球局は、GMDSSの対象設備として電波法第33条で義務船舶局への搭載が義務付けられている設備の1つとなっている。当該船舶地球局は2002年度には600局あったが、2007年2月末現在240局となっており、この240局のうち既に90%以上が他のインマルサット無線設備への移行契約を済ませた、あるいは移行の契約手続中、さらにはインマルサットAの撤去を予定しているものである。

一方、インマルサットAの携帯移動地球局は特定無線局として包括免許の対象となっているが、現在この無線局はない。これは設備の大きさが100センチ、重さが30キロと携帯型としては大きい、重たいものであったこと、インマルサットミニM、Fといった小型、軽量のシステムが別途開発されたことから普及しなかったためである。

以上、インマルサットAサービスの廃止期日が近づき、国内ユーザもインマルサットA型から他のインマルサット無線設備へおおむね移行契約済みであり、廃止のめどが立ったことから、インマルサットAをGMDSS対象設備から排除する等の関係規定の整備のため、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正するものである。

改正内容については大きく3点あり、1点目として、インマルサット船舶地球局のうち、インマルサットAの無線設備について、GMDSS対象設備、無線設備の操作、遭難通信等の規定から削除する。2点目として、インマルサット船舶地球局及び携帯移動地球局のうち、インマルサットAの無線設備の技術基準を削除する。3点目として、インマルサット

ト携帯移動地球局のうち、インマルサットAの無線設備の技術基準について、特定無線局の対象となる無線設備の規格から削除するものである。

なお、これらインマルサットAの廃止関係の省令の施行は、いずれも2008年1月1日からを考えている。

諮問第9号については、インマルサットAのサービス廃止について、省令等の制度整備を行うこととあわせて周波数割当計画を変更するものである。

現在の周波数割当計画においては、インマルサットの各システムについて送信及び受信周波数の範囲を規定しているところである。今回の周波数割当計画の一部の変更は、インマルサットAに係る周波数の使用条件を規定する別表において、平成19年12月31日までとする周波数の使用期限を設定するものである。

(4) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

(諮問第10号)

本件は、諮問第11号と関連する事案であったため、諮問第11号と一括して総務省の説明があった。

(5) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第11号)

本件は、諮問第10号と関連する事案であったため、諮問第10号と一括して総務省の説明があった。

なお、諮問第10号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第11号については、諮問第4号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、電波法第99条の12第2項により、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手續を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件の諮問については大きく3点があり、まず1点目は、FWAシステムとしての利用を除く広帯域の移動無線アクセスシステムの導入についてである。携帯電話については平成18年の秋、いわゆる3.5世代に相当するHSDPAサービスが開始され、高速のデータ通信サービスの利用が進展してきているが、さらに高速のデータ通信サービスの提供が可能な広帯域移動無線アクセスシステムに対する利用の期待が高まってきている。こうした広帯域移動無線アクセスについては、現在、IEEEあるいはITUといった国際標準化機関において国際標準化活動が進展しつつある。

こうした背景を受け、平成18年2月に情報通信審議会において、2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件が審議され、同年12月に4つの無線方式、WiMAX、MBTDD-Wideband、MBTDD625k-MC及び次世代PHSの技術的条件について答申を受けた。

この答申の概要については、自宅や職場から持ち出したパソコンを外で、ブロードバンド環境でストレスなく使用できることと広域をカバーすること、中速程度の移動速度のモビリティが確保されているところがBWAシステムの特色と言えるかと思っている。今回は、この答申を踏まえまして、4つの方式を導入するための制度改正ということで、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正を行うものである。

2点目は169MHz帯の補聴援助用ラジオマイクの導入に関するものである。このシステムは一般的にはFM補聴器と呼ばれているものであり、利用の一例としては、ろう学校で先生が身につけたマイクから電波で送信して、受信機の付いた補聴器で生徒が先生の授業、話を聞く、いわゆる同報通信として利用しているものである。

現在、こうした用途につきましては、平成9年度に周波数帯が75MHz帯で、免許の要らない特定小電力無線局として制度化されているが、この周波数帯は周波数の特性上、機器の小型化が難しく生徒が装着しづらいことから、一層更に小型化が可能な高い周波数帯での制度化に対する期待が高まっている。

一方、近年、諸外国においても同様に補聴援助用ラジオマイクの小型化を可能にするため、さらに高い周波数帯169～216MHz帯を用いた製品が実用化されてきている状況にある。こうしたことを踏まえ、我が国においても小型化された補聴援助用のラジオマイクが使用できるように、169MHz帯での補聴援助用ラジオマイク導入に向けた制度化を行うものである。

3点目は狭帯域デジタル通信方式を利用する無線設備の技術基準適合証明の対象局の拡大を図るものである。現在、官公庁やタクシーといった自営系の移動通信の分野において、1999年に150MHz帯及び400MHz帯で狭帯域デジタル通信方式が導入され、それ以降、順次アナログからデジタルへの転換が進められている。本件については、これまでデジタル通信の無線については移動局のみが技術基準適合証明の対象になっていたが、その対象を基地局まで拡大するものである。

技術基準適合証明は小規模無線設備を対象として、簡易な無線免許手続の適用を可能とする制度である。現在、比較的大がかりな無線設備を使用する基地局については、技術基準適合証明の対象外となっているが、既に50W以下のアナログ方式の基地局、携帯電話

の基地局等、比較的小規模な基地局については技術基準適合証明の対象としているところである。本件の狭帯域デジタル通信方式を利用する無線局についても、今後、地方都市におけるタクシー事業者のように、比較的小規模な無線設備による基地局の開設が見込まれることから、基地局であっても小規模な無線設備に対しては技術基準適合証明の対象とすることが適当と判断して、その対象として拡大するものである。

改正省令案の概要として、まず、電波法施行規則については、今回の169MHz帯補聴援助用ラジオマイクが使用する周波数を特定小電力無線局の周波数に加えることと、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局を特定無線局、包括免許の対象局の対象に追加するという改正を行う。

次に、無線設備規則では、広帯域移動無線アクセスシステムの4方式について、その定義付けを行うことと、あわせて各方式について使用周波数、通信方式、変調方式、空中線電力等の技術基準を定める、さらには頭部に対する非吸収率の許容値、副次的発射する電波の限度、電波の質等を定めることと、169MHz帯の補聴援助用ラジオマイク及び広帯域移動無線アクセスシステムの空中線電力の許容偏差を定める内容である。

次に、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則につきましては、狭帯域デジタル無線方式を利用する基地局及び携帯基地局並びに広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備を対象設備として追加する内容となっている。

最後に、今回の広帯域移動無線アクセスシステムの情報通信審議会の答申の中では、周波数の2545～2555MHzについては一定の運用制限が必要であるという指摘を受けたが、この運用制限については、周波数割当計画について条件が付されるとともに、今後説明することとなる免許方針についても、この使用方法については言及したいと考えている。

諮問第11号については、広帯域移動無線アクセスシステム及び169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの導入について、省令等の制度整備を行うことに合わせて、周波数割当計画を変更するものである。

まず、広帯域移動無線アクセスシステムの導入については、2545～2625MHz帯の80MHz幅を割当可能にするため、無線局の目的を電気通信業務用（広帯域移動無線アクセスシステム用）とするものである。当該システムが使用する帯域のうち、2545～2555MHzについては、隣接する周波数帯を使用する移動制御網のN-S-T-A-R端末に混信を与えるおそれがあることから、条件として、移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせないよう脚注を追加する。

また、今回の改正に合わせて、放送衛星業務用に割当可能な周波数の範囲について、国

内の分配と整合を図るため、関係する脚注に示す周波数範囲を見直す。

次に、169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの導入に伴う変更については、これまで聴覚障害者の補聴を援助する目的のラジオマイクは、75MHz帯で平成9年に制度化されているが、諸外国においては169～216MHzを用いた補聴援助用ラジオマイクが実用化されている。今回は、我が国においても、欧州で共通に用いられている169MHzの周波数の電波を使用した新たな補聴援助用ラジオマイクを導入するため、169MHzを超え170MHz以下の周波数帯の無線局の目的に、小電力業務用（補聴援助用ラジオマイク用）を加え、あわせて別表により具体的な周波数を明示するよう変更する。

(5) 平成18年度電波の利用状況調査の評価について

(諮問第12号)

平成18年度電波の利用状況調査の調査結果及び評価について、次のとおり総務省の説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

平成18年度電波の利用状況調査は、3.4GHzを超える周波数帯を対象として、この周波数帯の電波を使用している約12万7000局の周波数について調査を行った。この周波数帯の調査は平成15年以来2度目の調査である。調査は、地方総合通信局の管轄区域ごとに免許人数や無線局数など総合無線局監理システム(PARTNER)からデータ収集するほか、無線局の具体的な使用実態など免許人に調査票を送付して、それに回答してもらう形で調査、実施した。

調査結果の取りまとめ方については、電波利用システムごと、地方総合通信局ごとに集計して、表にまとめている。3ページでは、調査の取りまとめの一例として、3.4GHz帯の音声STL/TTL/TSLの免許人数と無線局数を掲載している。他のシステムの調査結果についても、このような方法で取りまとめている。

4ページは、前回の平成15年度の調査と今回の調査における無線局分布の比較をしたものである。全国の無線局数は約1万局増えているが、これは主として1.1GHz帯及び1.5GHz帯の電気通信業務用の中継局の無線局、2.6GHz帯の加入者系無線アクセスシステムの無線局が大幅に増えたことによるものである。

5ページ目からは、円グラフで3.4GHzを超える周波数を9つに分け、それぞれの周波数帯でどのような無線システムが利用されているかをまとめたものである。

3.4～4.4GHzにおける無線局は、航空機電波高度計が1300局余りと最大数であり、その他に4GHz帯の電気通信業務固定無線システム、それから映像のSTL/TTL/TSLシステム、音声のSTL/TTL/TSLシステムが入っている。

4. 4～5. 85 GHzにおける無線局は、アマチュアを除くと、狭域通信DSRCが2000局余り、1つ飛ばして5 GHz帯無線アクセスシステム、5. 03～5. 091 GHz又は4. 9～5. 0 GHzの登録局が多い。

5. 85～8. 5 GHzにおける無線局は、6. 5 GHz帯の公共・一般業務の中継系エントランス、同じく7. 5 GHz帯の公共・一般業務の中継系エントランスが多い。その他に、映像FPU、Dバンド、Cバンドとあるが、これは映像番組素材のピックアップ用の無線局である。

8. 5～10. 25 GHzにおける無線局は、船舶航行用レーダーがかなりの割合を占めている。

10. 25～13. 25 GHzにおける無線局は、11 GHz帯電気通信業務、それから12 GHz帯公共・一般業務の中継系・エントランスのもの、それから、映像FPUがある。

13. 25～21. 2 GHzにおける無線局は、衛星系の無線局が多く、衛星のアップリンク、Kuバンド等が支配的である。その他に、15 GHz帯の電気通信業務、18 GHz帯の電気通信業務がある。

21. 2～23. 6 GHz帯における無線局は、22 GHz帯の広域加入者無線、加入者系無線アクセスシステム、電気通信業務が多い。

23. 6～36 GHz帯における無線局は、26 GHz帯の加入者系無線アクセスシステムが多い。

最後に、36 GHz帯以上の帯域における無線局は、50 GHz帯の簡易無線が多く、その他に高い周波数、40 GHz帯で、駅ホームで画像を伝送するシステムや公共・一般業務のシステムがある。

8ページ目は前回調査との比較ということで、一例として、5 GHz帯の周波数を使用している無線局の数を比較したものである。5 GHz帯の電気通信業務用固定無線システムについては周波数の使用期限を設定して、有線系又は他の周波数帯への移行を進めているため大幅な減少となっている。一方、その他の無線システムは非常に伸びている。これは平成17年に制度化された無線局の登録制度により、5 GHz帯の無線アクセスシステムが開設されていることによるものである。

評価方法と評価事項については9つの周波数に分けて行っている。周波数帯において利用システムを見ると、主に固定無線、レーダー、その周波数帯の伝搬特性に応じたものになっていることから、評価もこれに合わせて同じような区分で行っている。

総論としては、利用状況は各周波数区分によって使用条件が異なっているため、一概に

周波数区分ごとの利用状況を比較することできないが、各区分ともおおむね適切に利用されているとの評価をしている。周波数帯を個別に見ると、6 GHz 帯以下の周波数は第4世代移動通信システムや無線LANの利用に適していることから、周波数の移行など優先的に進めることが適当と評価している。また、割り当てた周波数幅に対して無線局数が非常に少ないものや、有線系又は他の周波数帯への移行の可能性を有しているものも個別にある。

周波数区分ごとの評価としては、まず、3.4 GHz を超え4.4 GHz 以下の周波数帯においては第4世代移動通信システム等への割当てに適しており、必要な周波数を確保するため、既存のシステムにつきましては周波数の使用期限を早期に設定することや、6 GHz 帯以上の移行周波数の検討など、周波数有効利用方策を進めることが適当であるとしている。

また、4.4 GHz を超え5.85 GHz 以下の周波数帯についても、第4世代の移動通信システム等への割当てに適していることを考慮して、既存システムの周波数有効利用方策を進めることが適当であるとしている。

5 GHz 帯の電気通信業務用固定無線システムについては、有線系又は他の周波数帯への移行が着実に進んでいる状況である。気象レーダーについては、局数は少ないが、測定範囲が広いため周波数の繰り返し利用が困難となっており、ナロー化、狭帯域化等の技術を導入することにより、周波数の有効利用を図る必要があるとしている。

5.85 GHz を超え8.5 GHz 以下の周波数帯については、6 GHz 帯電気通信業務用固定無線システムが4 GHz 帯、5 GHz 帯の電気通信業務用固定無線システムからの移行の受入先として期待されているため、有線系又は他の周波数帯への移行を推進して、周波数の有効利用を図ることが適当であるとしている。

8.5 GHz 帯を超え10.25 GHz 帯以下の周波数帯については、9 GHz 帯気象レーダーについて、ナロー化、狭帯域化等の技術が発達してきており、これらの技術を採用することにより周波数の有効利用が図られるほか、5 GHz 帯気象レーダーの移行先周波数帯としての役割が期待されている。

10.25 GHz を超え13.25 GHz 以下の周波数帯については、11 GHz 帯電気通信業務用固定無線システムの無線局が前回調査よりも50%増加しており、デジタル技術により周波数の有効利用が図られております。

13.25 GHz を超え21.2 GHz 以下の周波数帯については、15 GHz 帯ヘリテレ画像伝送について、平成20年度までにデジタル方式を導入することが適当であり、これに伴い、現行アナログ方式の終了期間を設定して、デジタル方式への円滑な移行を進

める必要があるとしている。

21. 2GHzを超え23.6GHz以下の周波数帯については、有線テレビジョン放送業務用の無線局は周波数割当計画にあるように、平成19年3月31日までに周波数を移行する必要があるが、期限までに完全に移行できる見込みとなっている。

23.6GHzを超え36GHz以下の周波数帯については、インターネット衛星等によるブロードバンドサービスや、広帯域の映像、データ伝送等の利用が見込まれており、これらのシステムの導入により周波数の有効利用を図ることが期待されている。

最後に、36GHz帯以上の周波数帯については、新システム導入に向けた検討を行うとともに、38GHz帯加入者系無線アクセスシステムについては、有線系又は他の電気通信サービスへの代替を進めることが適当であるとしている。

(6) イー・モバイル株式会社所属特定無線局の包括免許について (諮問第13号)

イー・モバイル株式会社（以下、「イー・モバイル」という。）から申請のあった、HSDPA（High-Speed Downlink Packet Access）技術対応端末への包括免許について、次のとおり総務省の説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

イー・モバイルは、平成17年11月に新規参入事業者として、1.7GHz帯において特定基地局の開設計画の認定を受けた。このほど平成19年3月31日から東京都、大阪府、名古屋市、それから京都府の一部地域においてデータ通信サービスを開始することになり、今回、端末の包括免許の申請をしてきたところである。

今回、端末の包括免許の申請に先立ち、イー・モバイルから特定基地局の開設計画の一部変更について総務省に申請があり、平成19年3月13日付けで認定をしている。

イー・モバイルは、平成17年に認定された開設計画に基づいて準備を進めてきたところだが、NTTドコモから東名阪を除く地域においてローミングサービスを受けることになったことと、基地局の設置場所について確保が難しかったことにより、開設計画を一部変更したい旨の申請を行った。

変更後の開設計画で主に変わった点は、基地局数が当初は1万5000局余りであったものが1万3838局になったことと、5年後の加入数見込みについて、当初の計画では505万加入を見込んでいたものが421万加入になったこと、それから、一番変わったのは人口カバー率を達成する予定年度であり、関東では平成18年度、それ以外の管内は平成19年度に計画達成予定だったものが、それぞれ2年程度遅れるということである。

こうした遅れはあるものの、イー・モバイルは、必要な設備投資に要する資本金又は借

入枠の設定は確保できていること、それから難航していた基地局の設置場所の確保については、電設業者の協力を得て体制を整備していることから、変更を適当と認めて認定をした。

開設を必要とする理由は、HSDPA方式を用いて高速データ通信を行う携帯電話事業に参入することである。最大運用数は167万局、運用予定期日は平成19年3月31日となっている。

この申請についての審査結果の概要として、周波数の割当てが可能であること、特定無線局の開設の根本的な基準に合致することという審査項目に基づいて審査をしたところ、いずれも適当であるという結論になったものである。

(7) 放送用周波数使用計画及び放送普及基本計画の各一部変更案について（諮問第14号）

CSデジタル放送における標準テレビジョン放送と高精細度テレビジョン放送の区分の撤廃等に係る放送用周波数使用計画及び放送普及基本計画の各一部変更案について、次のとおり総務省の説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

衛星放送網はBSとCSの2種類があるが、今回はCSに関する制度変更である。

CS放送の事業者は、委託受託放送制度に基づく委託放送事業者と、電気通信役務利用放送制度に基づいて放送をしている主体の二手に分かれているのが現状である。

現在、CS放送事業者は総数100社を超える事業者数に上っているが、現状では、役務利用放送制度によるCS放送事業者と、受委託制度による委託放送事業者と、大体半々でCS放送事業が展開されている。

CS放送事業は標準画質の番組を放送している事業者が大多数であり、数社ほど、数番組ほどハイビジョンの番組を提供している事業者もいる。今後、ますますBS、CS、地上デジタル3波共用の受信機が相当出回り、チャンネルを経てBSを見ると非常に画質のいいハイビジョンが見られるがCSのチャンネルに変わった途端に画質が落ちるということで、標準画質でCS放送を提供している立場からすると、やはり画質がこれからは大変なポイントになるということで、標準画質からハイビジョンに切り替えたいという事業戦略、ニーズが高まっている。

現在、標準画質からハイビジョンに切り替える際にはいろいろ手続が伴うことになり、まず制度上、標準テレビジョン、高精細テレビジョン、超短波放送、データ放送と、このような放送種類を区分しており、その上でCS放送事業の手続を踏んで事業者になっていただいている。

したがって、放送の種類を1つの標準テレビジョンで認定を受けた事業者が高精細に切り替えたいという場合には、いったん廃止をした上で新たな申請をしてもらう必要があり、手間と時間が伴うため、CS放送でのハイビジョンの促進ということで、放送の区分の撤廃を考えたいというものである。

今回の改正の対象範囲はCSの部分であるが、CSについては赤道の真上の東経110度に衛星が打ち上がっている通信衛星がある。CSには東経110度以外にも124度や128度など、幾つか東経上にCSの衛星が上がっており、特に110度のCSについては、割り当てられている周波数チャンネルが限られている関係上、委託制度の適用を受けて、複数申請者があれば、資格審査にのっとなって優劣をつけて免許をしている。

役務利用制度については、登録という制度の中で機械的に基準に当てはまれば登録され、放送ができるというものであるが、今回、改正対象の範囲としては、CSの110度、110度以外の委託放送に関わる部分である。役務利用制度については、特に放送普及基本計画、放送用周波数使用計画とは関係ないため、対象から外れるものである。

諮問内容は、標準や高精細といった放送の区分を撤廃することに伴う機械的な見直しであり、現在、CSデジタルの110度以外の部分では、放送普及基本計画上は変更前の部分で超短波（ラジオ放送）、標準テレビジョン、データ放送のそれぞれの数値目標が掲げられている。これを今回、テレビジョンの区分をなくすということで、機械的に標準テレビジョン放送に代わる部分としては単にテレビジョン放送と表記することにしたい。

その際、現行の目標数値は、平成14年12月に審議会に諮問して策定されたものであり、その実情、実態に相当変動がある。その間に電気通信役務利用放送法が施行され、それまで委託放送事業者として認定を受けていた事業者が相当数、電気通信役務利用放送法にのっとなった放送事業者に転換している。その関係で、当時設定した数値目標から実態が相当乖離しており、実態を正確に反映させたものが変更後の数字である。

超短波については1番組、具体的には放送大学である。また、データ放送も相当数が役務利用放送事業者に移行しており、今は1番組にとどまっている。そのため、区分の見直しに際し、あわせて実態を正確に反映した数値にしたいと思っている。

同じように、110度のCSであるが、超短波、標準、高精細、データ放送とあるが、超短波については現在事業者がない。当時、110度がスタートした平成14年時には1事業者いたが、その後、事業撤退をして、現在はゼロという状況である。

また、データ放送は、現行上は36程度であったが、こちらも独立でサービスを運営することがなかなか難しい、サービスとして成り立たないという厳しい現状があり、今、残っているものは細々とテレビ番組の補完という形で番組提供、番組情報を流しているとい

ったものにとどまっている。

そうしたことから、実態を反映して、変更後の案として、超短波、ラジオについてはゼロ、そもそも超短波の区分を取り払う。そして、テレビジョンについては標準、高精細の区分を取り払い、実態を反映した数とする。また、データ放送については、現状を反映した数字に変更したい。

今回の変更案については、実態を反映させたものであるため、支障はないということ、また、放送普及基本計画、あるいはこれと連動した放送用周波数使用計画については、あくまでもこの数値目標はそのときの技術とか需要動向に照らして設定されるものであるため、当然ながら今後の状況、変化に対応して、数値を適切な水準に設定したいと考えている。

(8) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可について

(諮問第15号)

日本放送協会（以下、「NHK」という。）から申請のあった、普通契約をカラー契約に統合し、名称を変更するための放送受信規約の変更について、次のとおり総務省の説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、NHKの放送受信規約の変更を行うものである。内容については、現在の受信料の区分が白黒テレビを対象とした普通契約とカラー契約というものに分かれており、地上で普通契約、カラー契約、それから衛星用普通契約、衛星用カラー契約という形の区分に分かれているが、白黒テレビの国内での生産が昭和62年に終了してから20年が経過しており、白黒テレビを対象とした普通契約の契約数も、どんどん減少してきている実態がある。

普通契約は、過去3年間、平成16年度末が37万件、17年度末は35万件、平成18年度末は32万件と徐々に減少してきている。総体の受信者が3千数百万いる中で、1%を切る状況になっている。

このような状況を踏まえ、受信料の区分を、まず1つは簡素化をして、白黒、カラーという区分を統合して、名称も地上契約、衛星契約という形に変更したい。

実態を踏まえた受信料の体系の簡素化が1つの理由であるが、もう1点はこれにより、現在、普通契約を結んでいる30万件以上の方々の中には、場合によっては既にカラーの受信機を購入しているということで、意図的かそうでないかは別として、実態として、本来カラーの契約を結ぶべき方が相当数含まれている可能性があるのではないかという状況がある。NHKとしては、受信料は広く皆様から公平に徴収をしていくという形が、適

切に負担している方との公平感の確保といった観点からも必要であるということで、今回の放送受信規約の変更の際に、真に白黒テレビのみを視聴している方について再確認をして、適正化を図っていこうということもある。

白黒テレビのみを設置している場合については、施行日以降も普通契約を継続する経過措置を設ける。普通契約とカラー契約ではカラー契約のほうが高いため、現在、真にご自宅に白黒テレビしか置いていない方にとっては、今回の変更によって実質値上げになるため、そのようなことがないように経過措置として、私は本当に白黒テレビしか使っていないという申請をしてもらい、その方には当面、今の普通契約を継続していこうというものである。これにより、いわゆる不適切な契約、事実上カラーで視聴しているにもかかわらず、白黒料金しか払っていらっしやらない方が減少するのではないかと考えている。

総務省としては、この申請を受けて検討した結果、受信料の適切な負担という観点から合理性はあるのではないかと考え、申請どおり放送受信規約の変更を認可してはどうかと考えている。

放送受信規約の中身は、現行の規定の表で、カラー契約、普通契約、衛星カラー契約、衛星普通契約とあるものを今回の改定で統合して、地上波のものは地上契約、衛星波を含むものは衛星契約としたいと思っている。

なお、新しい地上契約は現在のカラー契約、新しい衛星契約は現在の衛星カラー契約と料金は全く同じで変動はない。

(9) 日本放送協会に対する平成19年度国際放送実施命令について (諮問第16号)

本件は、諮問第17号と関連する事案であったため、諮問第17号と一括して総務省の説明があった。

(10) 日本放送協会に対する平成19年度委託協会国際放送業務実施命令について

(諮問第17号)

本件は、諮問第16号と関連する事案であったため、諮問第16号と一括して総務省の説明があった。

ア 総務省の説明

NHKに対する命令放送は、毎年度のようにラジオについては命令をかけているものであるが、今回、新たに、NHKが行っているテレビの国際放送に対しても命令をかけるというところが例年にないところである。

参考資料1 ページに、国際放送の法令上の位置付けということで関係法令を付けている。

今回、初めて諮問するものはNHKワールドTVと称されているものである。

法律の正確な条文については、参考資料の4ページに放送法の第33条の条文を引用している。第1項の「総務大臣は、協会に対し……国際放送を行うことを命じ」、この国際放送がラジオの国際放送を意味している。また、その後、「又は委託して放送させる」ということで「委託協会国際放送業務」という表現があるが、これがテレビの国際放送を意味しているものである。

ラジオの国際放送については国内の送信所、あるいは海外の放送事業者と連携を組み、海外の施設から電波でラジオを送信しているが、基本的にはNHK自らの設備、管理のもとで送信しているものがラジオである。テレビの国際放送については、現在、衛星会社の衛星を借り、それを介して全世界に映像配信していることから、単純に国際放送と言わずに、委託協会国際放送と法令上は位置付けているものである。

法律上は、平成7年度から、ラジオと同様にテレビに対しても国際放送については実施命令をかけられる仕組みになっているが、今回、初めてテレビの国際放送に対しての命令をかけることとしたい。

まず、ラジオの国際放送については昨年11月の電波監理審議会において、特に拉致問題留意ということでの変更について審議され、政府が拉致問題解決を最重要課題と位置付けて、政府一体として取り組むことに対応した変更ということによって適当と認められた。それとともに、制度運営に当たっては、従前どおりNHKの編集の自由に配慮した制度運営を行うことが適当であるという答申を受けたところである。

ラジオの国際放送で変更命令を発した際のその後の動きを紹介すると、参考資料15ページであるが、11月8日に答申を受け、11月10日に変更命令を発出しているが、同日付で、大臣談話という形で、今回の変更命令をするに当たり大臣自らの言葉で発表をしている。特に最後に、「表現の自由、報道の自由は極めて重要であることは私も認識しております。番組の内容などには踏み込むつもりはありません」ということを明確に記しているものである。

その後、NHKからは毎月、実施概況という形で報告を受けながら今に至っているが、NHK自身も国会、あるいは対外的にも、自ら拉致問題の重要性については受け止めており、しっかりとこれまでも取り上げてきたし、今後も取り上げていくということも言明されているところである。

このような変更命令が発せられてからの運用であるが、大臣談話にあったように編集の自由への配慮を踏まえながら、NHK自身はこのような取組をしているというのが現状である。

そういう中であって、今回、平成19年度の国際放送に対しての実施命令ということで検討しているところであるが、毎年度このために予算を要求して、19年度予算案においては、ラジオの命令については22億6000万円が計上されており、国会で審議中である。

その成立を前提として、命令をかけていきたいということであるが、国際放送の現状として、現在、1日延べ65時間、NHKのラジオ国際放送を行っているが、NHK自身がテレビやインターネットがある中でラジオのメディアとしての有効性にいろいろ変化があるということで、今後見直しをしていきたいということを既に明らかにしている。平成19年10月から、1日延べ65時間のラジオ国際放送を、一部言語を廃止するなどして、1日延べ49時間20分にしていきたいということである。

また、今、使用している言語は22言語あるが、この中で特に需要の減っている言葉、具体的にはリスナーからの投書や反響が著しく減ってきているものを特にピックアップして、22言語中の4言語、マレー語、ドイツ語、スウェーデン語、イタリア語を10月から廃止していくことを検討している。

NHKが行っているラジオ国際放送についての平成19年度の命令については、説明資料の2ページの2の実施命令のポイントに記している。基本的なところは毎年度と同様であるが、協会が自己の業務として行うラジオ国際放送、NHKの国際放送はNHKが自主的に行っている部分と命令に係る部分があり、NHKが自主的にやっている部分と一体として、それによって効果が上がるということで、毎年と同様であるが、一体として命令したいと考えている。

その際に、指定する事項は例年同様であるが、その中で日本人拉致問題に留意する旨ということで、平成18年11月の変更命令で加えている。この部分は引き続き維持したいということで、具体的には実施命令(1)放送事項の②である。上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意することということで、ここは変更命令のままに維持したい。

拉致問題の動向については、政府としても拉致問題の対策本部を昨年10月に設置して継続して開催中であるが、参考資料36ページの今国会の冒頭での総理の所信表明でも、拉致問題の扱いについてはしっかりと位置付けられている。今、6ヶ国協議という中でいろいろ動いているが、その中でも日本としては拉致問題の解決を最優先とし、関係国と折衝協議を継続して進めている状況である。まさに進行形のものであるということ、政府としての取組については一切体制に変化がないということであり、19年度、ラジオ国際放送に対する命令については、このような形でぜひ命令を発したいと考えている。

引き続いて、テレビであるが、説明資料の4ページがテレビ国際放送の関係である。テレビ国際放送が実際どういうものか、4ページに実際どのような形で世界に映像配信されているかを示している。衛星で地球上の表面、1つの衛星で約3分の1をカバー可能であり、3つの衛星を組み合わせれば地球上の全表面、映像配信できるということで、具体的にはIS-8、IS-9、IS-10のインテルサット会社の衛星を3基使って、全世界に映像を送信しているという仕組みである。

その中で、特に在留邦人などが多い北米と欧州であるが、現状の図の左側、欧州はHot Birdの66.5時間である。また、北米大陸の6時間、Echo-1から9までであるが、これはアメリカの衛星放送会社、エコスター社の衛星であり、欧州と北米ではそれぞれ現地の衛星会社の衛星を借用し、そこを介して再送信している。

3基のインテルサットの衛星を介して飛ばしている電波を直接受信するためには、2メートル～6メートルの大きなパラボラアンテナを設置して、そのための専用チューナーを調達すると個人でも視聴できるが、国、地域によっても値段が違うが、数万円から20万円もかかる費用負担をしながら、大きなアンテナを設置し、チューナーを調達して見るということであり、そういうことを個人でやろうという人はほとんどいない。実態は、今の北米や欧州にあるように、現地の放送会社の送信システムに乗り、現地の視聴者が見やすい環境を作って見てもらうということが大きなポイントになる。一部の国、地域ではそのような視聴形態が可能になっているというのが、今のテレビ国際放送の現状である。

具体的な番組については、参考資料29ページに、NHKのテレビ国際放送の番組表を付けている。29ページから31ページまでにわたり、24時間、ここでは平成19年2月26日から同年3月4日の1週間の番組編成表を付けている。中身はニュースが大部分であるが、それに情報番組が加わっている。そして、番組の大多数は国内の番組の再利用である。例えば、「NHKニュース おはよう日本」、これは国内でも朝7時から視聴可能な番組である。あるいは、「クローズアップ現代」や「日曜討論」など、国内で見られる番組をそのまま流しているのが今のNHKワールドTVの現状である。

もちろん、日本語が中心であるが、英語を字幕、あるいは2カ国語で英語も付しているということであるが、英語化率も今年度70%に届くかどうかという状況である。それから、国内の番組の再利用ということであるが、これも7割ぐらい国内の番組を再利用している実態である。

そういう中で、少しずつではあるが、英語だけの番組も出てきている。例えば、「TOKYO EYE (英)」というのは英語だけの番組であり、具体的には東京の最先端のトレンドを紹介する番組である。このような英語だけで作るオリジナルの番組にも最近N

NHKが力を入れ出しつつある。ただ、大多数は国内番組の再利用ということが今のNHKワールドTVの現状ということで、それを先ほどのシステムに載せて全世界に配信をしているものである。

今回、NHKのワールドTV、テレビ国際放送についてどうして命令をかけるかということについては、説明資料の5ページの実施命令のポイントということで、(2)で書いているところであるが、これをより具体的に説明しているのが参考資料の23ページである。特に、昨年初めから、政府内あるいは与党内でテレビによる対外発信の議論が盛んになり、NHKのテレビ国際放送は特に外国人向きには力不足ではないか、取組が不十分ではないかという指摘があった。

欧米などにおいては、行政も積極的にサポートしながら映像情報発信強化をする動きがあり、例えば、参考資料32ページに「諸外国のテレビの国際放送」ということで表にしている中で、フランスがフランス24というチャンネル名で、昨年12月から海外に対する新しいテレビ国際放送を開始している。もちろん、フランス語が中心であり、それと同じぐらいの割合で英語も力を入れてやっているということである。まだ日本では受信ができない状況で、今のところ欧州とアフリカ、中東、そして北米の一部の箇所ということで、これをだんだん全世界に広げていきたいというプランのようである。

このフランス24は、日本のNHKに当たる公共放送と商業放送会社の50%・50%の出資で立ち上がった株式会社である。円換算120億円が年間の運営経費ということであるが、立ち上がり当初は政府交付金100%、政府からの交付金を得て運営が開始された。他のところも政府が財源支援を相当しながら、映像発信強化をしているということである。

参考資料23ページに戻るが、総務省でも大臣主催の懇談会で議論があり、また与党においてもこの辺りについての議論があり、昨年6月の政府・与党合意という形で、新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始すべしということで整理がされ、具体的な推進方策については、現在、総務大臣の諮問機関であります情報通信審議会において検討が進められているところである。

次の24ページは、その時系列の流れを追ったものである。平成18年1月から懇談会が発足し、また当時、小泉総理からも国際放送の強化についての指示があり、そして議論が重ねられ、政府・与党合意ということで整理したところでございます。

28ページであるが、そういった中であって、総務省としては、平成18年9月1日に通信放送分野の改革に関する工程プログラムという形で、通信放送の一連の当面取り組むべき施策を打ち出したところであるが、その中で国際放送の強化ということで、対外的に

明らかにしている。

そして、今、新たな外国人向けの映像国際放送については、新たな仕組みを考えるということであるが、それまでの間、まだ準備に時間がかかるということで、当面、平成19年度予算要求においてNHKの国際放送の充実のための措置を講ずるということで、19年度の予算要求におきまして3億円を要求して、政府案では、今、それが審議されようとしている。

これまでの背景、経過を説明した上で、説明資料5ページにまた戻ると、今回は初めてテレビ国際放送に対する実施命令ということであり、基本的なところはラジオに対する実施命令と同様であるが、特に外国人に見てもらおうということがポイントである。次のパラグラフで、「また、外国人によって視聴されることに特に配慮すること」ということを、満遍なく被せた表現をここに表記している。

そして、これを現地でより見やすくするということが大変重要なポイントであり、委託して行わせる放送に関する周知等ということで、ラジオにない表現であるが、「簡便な受信が可能となるよう受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り」という文言を加え、こういった方向での取組強化を促していきたい。

そして、ラジオとの比較でもう1点重要なポイントであるが、「拉致問題への留意」という文言をテレビについては入れていない。この点の考え方であるが、ラジオの場合については被害者の方に直接メッセージが送れるという大きな違いがある。衛星を介した映像配信は、特に朝鮮半島、北朝鮮においては事実上不可能ということが大きなポイントである。また、ラジオの場合には22カ国語で発信を行うが、テレビ国際放送については基本的には日本語であり、それに英語を付けるか付けないかという状況の中で、個人で見るとは大変労力と負担がかかるものであり、実態も、NHK自身も今、ワールドTVがどれくらい視聴されているか、特に外国人にどこまで視聴されているかというデータすら心許ない状況である。そういう中で、テレビ国際放送に対しての国際世論への影響がどうかというところもある。そういうことも踏まえ、特に拉致についてはテレビの命令の中では盛り込まないということで整理することとしたい。

他の点につきましては、基本的にはラジオの国際放送に準ずる、同等の表現で初めての命令を発したいということである。

本件については、総務省の説明終了後、以下のとおり打合せを行った。

イ 委員打合せ模様

- ・ 答申の期日について、即日答申で良いか、という提案があり、了承された。
- ・ 諮問第16号の答申について、「従前と同様、日本放送協会の編集の自由に配慮した制度の運用を行うことが適当である。」との文章を加えてはどうか、という提案があり、了承された。

委員打合せの結果、以下のとおり答申した。

(諮問第16号)

平成19年3月14日付け諮問第16号をもって諮問された事案について、審議した結果、次のとおり答申する。

(主文)

日本放送協会に対する平成19年度国際放送実施命令について、諮問のとおり命令することは、適当である。なお、総務省においては、従前と同様、日本放送協会の編集の自由に配慮した制度の運用を行うことが適当である。

(諮問第17号)

平成19年3月14日付け諮問第17号をもって諮問された事案について、審議した結果、次のとおり答申する。

(主文)

日本放送協会に対する平成19年度委託協会国際放送業務実施命令について、諮問のとおり命令することは、適当である。

(文責：電波監理審議会事務局)